別表第三（初秋蚕繭関係）

県	地域
岩手	奥州市、北上市、一関市、花巻市（旧稗貫郡大迫町の区域に限る。）、胆沢郡及び西磐井郡の区域
宮城	仙台市、石巻市（旧牡鹿郡牡鹿町並びに旧桃生郡雄勝町、河南町、河北町、北上町及び桃生町の区域を除く。）、気仙沼市（旧本吉郡唐桑町の区域を除く。）、白石市、角田市、大崎市（旧玉造郡及び旧遠田郡尿町の区域に限る。）、栗原市、登米市（旧登米郡登米町、東和町、米山町及び石越町並びに旧本吉郡津山町の区域に限る。）、刈田郡、柴田郡、伊具郡、加美郡、本吉郡及び遠田郡涌谷町の区域
福島	福島県（南会津郡檜枝岐村の区域を除く。）
栃木	小山市、真岡市、大田原市、下野市（旧河内郡南河内町の区域を除く。）、那須烏山市、那須塩原市（旧黒磯市の区域を除く。）、芳賀郡（芳賀町の区域を除く。）、那須郡那珂川町及び下都賀郡野木町の区域
群馬	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡、多野郡、甘楽郡、吾妻郡、利根郡、佐波郡及び邑楽郡の区域
埼玉	川越市、熊谷市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、狭山市、鴻巣市（旧北埼玉郡川里町の区域を除く。）、深谷市、桶川市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市（旧入間郡大井町の区域に限る。）、入間郡、比企郡、秩父郡、児玉郡（旧児玉郡神泉村の区域を除く。）及び大里郡の区域
千葉	千葉市、茂原市、東金市、匝瑳市、旭市（旧香取郡干潟町の区域に限る。）、勝浦市、市原市、成田市（旧香取郡下総町及び大栄町の区域に限る。）、大網白里市、山武市、いすみ市、香取郡、山武郡、長生郡及び夷隅郡の区域
長野	松本市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ケ根市、大町市、茅野市、塩尻市（旧木曽郡楢川村の区域に限る。）、安曇野市、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡、木曽郡、東筑摩郡及び北安曇野郡の区域
岐阜	岐阜市、大垣市、高山市（旧大野郡朝日村、清見村、久々野町、荘川村、高根村、丹生川村及び宮村並びに旧吉城郡国府町及び上宝村の区域を除く。）、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、海津市、瑞穂市、本巣市、山県市、郡上市、下呂市（旧益田郡金山町の区域に限る。）、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡及び可児郡の区域
愛媛	大洲市（旧喜多郡長浜町及び河辺村の区域を除く。）及び西予市（旧西宇和郡三瓶町及び旧東宇和郡明浜町の区域を除く。）の区域

別表第四（晩秋蚕繭関係）

県	地域
岩手	奥州市、北上市、一関市、花巻市（旧稗貫郡大迫町の区域に限る。）、胆沢郡及び西磐井郡の区域
宮城	仙台市、石巻市（旧牡鹿郡牡鹿町並びに旧桃生郡雄勝町、河南町、河北町、北上町及び桃生町の区域を除く。）、気仙沼市（旧本吉郡唐桑町の区域を除く。）、白石市、角田市、大崎市（旧玉造郡及び旧遠田郡尿町の区域に限る。）、栗原市、登米市（旧登米郡登米町、東和町、米山町及び石越町並びに旧本吉郡津山町の区域に限る。）、刈田郡、柴田郡、伊具郡、加美郡、本吉郡及び遠田郡涌谷町の区域
山形	鶴岡市、酒田市、最上郡最上町、東田川郡及び飽海郡の区域
福島	福島県（南会津郡檜枝岐村の区域を除く。）
栃木	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、下野市、那須烏山市、那須塩原市（旧黒磯市の区域を除く。）、河内郡、芳賀郡（芳賀町の区域を除く。）、那須郡那珂川町及び下都賀郡野木町の区域
群馬	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡、多野郡、甘楽郡、吾妻郡、利根郡、佐波郡及び邑楽郡の区域
埼玉	秩父市及び秩父郡の区域
千葉	千葉市、銚子市、香取市、茂原市、東金市、匝瑳市、旭市、勝浦市、市原市、成田市（旧香取郡下総町及び大栄町の区域に限る。）、大網白里市、山武市、いすみ市、香取郡、山武郡、長生郡及び夷隅郡の区域
長野	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ケ根市、茅野市、諏訪郡、上伊那郡及び下伊那郡の区域
岐阜	岐阜市、大垣市、高山市（旧大野郡朝日村、清見村、久々野町、荘川村、高根村、丹生川村及び宮村並びに旧吉城郡国府町及び上宝村の区域を除く。）、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、海津市、瑞穂市、本巣市、山県市、郡上市、下呂市（旧益田郡金山町の区域に限る。）、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡及び可児郡の区域
愛媛	大洲市（旧喜多郡長浜町及び河辺村の区域を除く。）の区域

○農林水産省告示第五百四十二号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百六十二条の規定に基づき、任意共済の共済金額の最高額を次のように定める。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

農業保険法第百六十二条の規定により農林水産大臣が定める任意共済の共済金額の最高額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　農業に従事する者の建物を共済目的とする任意共済（次号に掲げるものを除く。）　建物一棟につき四千万円

二　農業に従事する者の建物を共済目的とし、風水害、雪害その他の自然災害（落雷を除く。）を共済事故としない任意共済　建物一棟につき六千万円

三　農業に従事する者の農機具を共済目的とする任意共済　農機具一台につき二千万円

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第五百四十三号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）附則第三条第一項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める特定の疾病を次のように定める。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

農業保険法附則第三条第一項の農林水産大臣が定める特定の疾病は、次に掲げるものとする。

一　牛（出生後第五月の月の末日を経過しない牛に限る。）の寄生虫を原因とする腸炎

二　牛の雌及び種豚の雌の子宮内膜炎その他の繁殖障害の原因となる生殖器の疾病

三　牛（種雄牛を除く。）の運動器疾患（骨疾患及び運動器の腫瘍を除く。）

四　乳牛の乳房炎

五　乳牛の周産期疾患（第四胃変位、乳熱、ダウナー症候群及びケトン症に限る。）

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。